

# 企画競争説明書

業務名称：チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト

調達管理番号：20a00811

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。  
また、見積もりの際には2021年度報酬単価 (月額上限額) を適用してください。(2021年3月3日お知らせ参照)  
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年3月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2024年5月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年 5月 ～ 2022年10月

第2期：2022年11月 ～ 2024年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の14%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 竹内 清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

*特定の排除者はありません。*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成

し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月19日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月25日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月2日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
特になし
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨（PYG1）=0.01521 円
  - b) US\$ 1 =103.896 円
  - c) EUR 1 =125.999 円
- 5) その他留意事項  
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／金融包摂
  - b) 組織強化／マーケティング
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
14. 16 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を

開封し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月19日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること



2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう

な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：金融包摂に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き短期の現地渡航が困難な状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／金融包摂

➤ 組織強化／マーケティング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／金融包摂）】

a) 類似業務経験の分野：金融包摂に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国、チリ国および全途上国
  - c) 語学能力：英語（西語ができれば望ましい）
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 組織強化／マーケティング】
- a) 類似業務経験の分野：組織強化・マーケティングにかかる各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国、チリ国および全途上国
  - c) 語学能力：英語（西語ができれば望ましい）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 34 )</b>	
(1) <u>業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</u>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／金融包摂</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者</u>	-	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>( )</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) <u>業務従事者の経験・能力：組織強化・マーケティング</u>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. プロジェクトの背景

パラグアイでは2030年国家開発計画において、戦略枠組みとして①貧困削減と社会開発、②包括的な経済成長が掲げられ、戦略指針として国家金融包摂戦略と農業政策が定められた。パラグアイ農業金融公庫（CAH）は、76年の歴史を持つパラグアイ農牧省（MAG）傘下の金融サービス機関であり、全国にある77カ所の顧客対応センター（CAC）を通じて84,000人の小規模家族生産者及び農村零細企業家に対しサービスを提供している。CAHの戦略計画（2018-2023）においては、①金融サービスの質向上、②官民連携による顧客への技術支援の他、③金融リスク軽減や顧客への教育も考慮した効果的なツールの導入を通じた顧客の収入の向上、④金融商品の拡充、⑤小農への質の高いサービスの提供、⑥融資の延滞者率の縮小等が課題に挙げられている。

JICAは同国にて円借款事業や有償技術支援附帯プロジェクトによる支援を行い、CAHの融資手続きの迅速化や融資を受けた農家の延滞率の改善などの支援を実施してきた。技術協力プロジェクト「パラグアイ国農家のための金融包摂に向けた組織強化プロジェクト」（2016-2019）（以下、前案件）を、JCPPの枠組のもとチリとのコストシェアでの技術協力として実施し、12のCACを対象にCAHの組織体制の強化と金融教育サービスの改善に取り組み、9カ所のCACを新設して金融サービスへのアクセスを改善した。一方で、CAHの財政リスク緩和に向けた対策強化や農家向け流通情報へのアクセス改善といった更なる課題も挙げられている。

本案件では、前案件で構築したCAHの体制強化およびサービス強化の次段階として、CAHの顧客への「金融リスク軽減ツールの開発」及びCAHに新設される流通部門の機能強化のための「マーケティング強化」を支援するものである。また、本案件では、引き続きJCPP<sup>2</sup>の枠組みでチリ国立農業開発機構（INDAP）が長年培った小農向け融資・補助事業における知見と経験をCAHに共有すること、およびチリの持つ知見・技術を最大限に有効活用するための支援を日本から行うことを想定している。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

チリ國小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト

#### （2）上位目標

CAHにおいて小規模家族生産者及び農業零細企業の顧客数が増加する。

#### （3）プロジェクト目標

CAHの小規模家族生産者及び農業零細企業家向け金融包摂及び市場への参入に

<sup>2</sup> JCPP :Japan Chile Partnership Programとは、日本とチリとが共同で技術協力を行う三角協力の枠組み。チリ国際協力開発庁（AGCID）はチリ外務省管下の独立行政法人で、設立した1990年以降から南南協力を実施しているJCPP2030の実施機関である。

向けた流通・販売支援のための金融プロセスの質が改善される。

(4) 期待される成果

成果1：効率的な融資提供、監視及び信用管理システムが確立する。

成果2：貸付実行及び信用回収におけるリスクが軽減される。

成果3：小規模家族生産者及び農業零細企業家の市場への参入に向けた流通・販売支援のためのCAHの官民連携機能が強化される。

成果4：三角協力における関係者間の連携が強化される。

(5) 活動

成果1. 効率的な融資提供、監視及び信用管理システムが確立する。

- 1.1. CAHの既存の信用管理システム（プロモーション、評価、融資提供、融資回収等）に係る診断を行い、総合的なデジタル化に向けた安全且つ革新的な金融サービスを提言する。
- 1.2. 提言に基づき、具体的な取り組みの工程表を作成する
- 1.3. 信用管理システム改善のために必要な機材、プログラム（ソフトウェア）を調達する。
- 1.4. 金融サービス提供に係る新たなオペレーションチャンネルを開設するために企業と協定を締結する。
- 1.5. 生産者が求める新たな金融サービスについて調査を実施する。
- 1.6. 新たな金融サービス（新たな信用資金、非銀行代理店としての貯蓄の獲得、顧客に対する生命保険、農業保険、送金サービス等）の提供に際し、技術的、法的及び運用上の実現の可能性を検討する。
- 1.7. CAH職員（中央及び地方事務所の職員）を対象に新たな信用管理総合システムの使用に係る研修計画を策定し、実施する。

成果2. 貸付実行及び信用回収におけるリスクが軽減される。

- 2.1. セクターにおける公的及び学術機関（国内及び国際）による様々な生産コストの構成について調査する。
- 2.2. 产品及び/または活動及び地理的領域別の作物毎の基礎的な生産コスト表を作成する。
- 2.3. 作成した生産コスト表に基づき、生産ユニットの位置情報コンポーネントを開発する。
- 2.4. 中央及び地方事務所の職員）を対象に、CAHの新たな信用管理総合システムの一環として、生産コスト表の使用に係る研修計画を策定し、実施する。
- 2.5. プロジェクト対象CACにおいてリスク軽減ツールを適応する。

成果3. 小規模家族生産者及び農業零細企業家の市場への参入に向けた流通・販売支援のためのCAHの官民連携機能が強化される。

- 3.1. 小規模家族生産者及び零細企業の市場への参入に向けた流通・販売支援を目的とした官民連携の実績について調査する。
- 3.2. CAH内に流通部門を設立し、その機能と手順を定める。
- 3.3. CAHの顧客に対し、流通・販売支援の一環として提供可能なメカニズム、ツール及びサービスについて提案書を作成する。
- 3.4. CAHが融資を提供する小規模家族生産者及び零細企業家の製品又は商



品の流通・販売促進を目的とした民間セクターや公的セクターと連携協定を締結する。

3. 5. 流通・販売促進を目的とした連携事業の中からパイロット地域を選定する。
3. 6. CAHの顧客による産品・商品の見える化するため、流通・販売支援の一環としてインセンティブやバッジ等をデザイン・製作し、配布する。
3. 7. パイロット地域における小規模家族生産者及び零細企業家の産品及び商品の流通・販売支援のために必要な資機材を調達する。
3. 8. CAH職員及び顧客を対象とした製品のマーケティング、バリューチェーン、ネットツールの活用、流通に係るグッドプラクティス等に関する研修プログラムを作成し、実施する。

#### 成果4. 三角協力における関係者間の連携が強化される。

4. 1. 日本及びチリの金融包摂の経験が3国間で共有される。
4. 2. チリと日本が協力して作成した計画に基づき、適切なタイミングで専門家派遣や研修が実施される。
4. 3. 関係者によるPDCAが適切に実施される。

#### (5) 主な関係官庁・機関

実施機関：チリ国際協力開発庁（AGCID）、パラグアイ農業金融公庫（CAH）  
技術支援機関：チリ国立農業開発機構（INDAP）

#### (6) プロジェクト実施期間

2021年5月～2024年5月を予定（3年 計36カ月）

#### (7) 対象地域

パラグアイ国CAHの全国4つの地方支所<sup>3</sup>及び12の顧客対応センター（CAC）

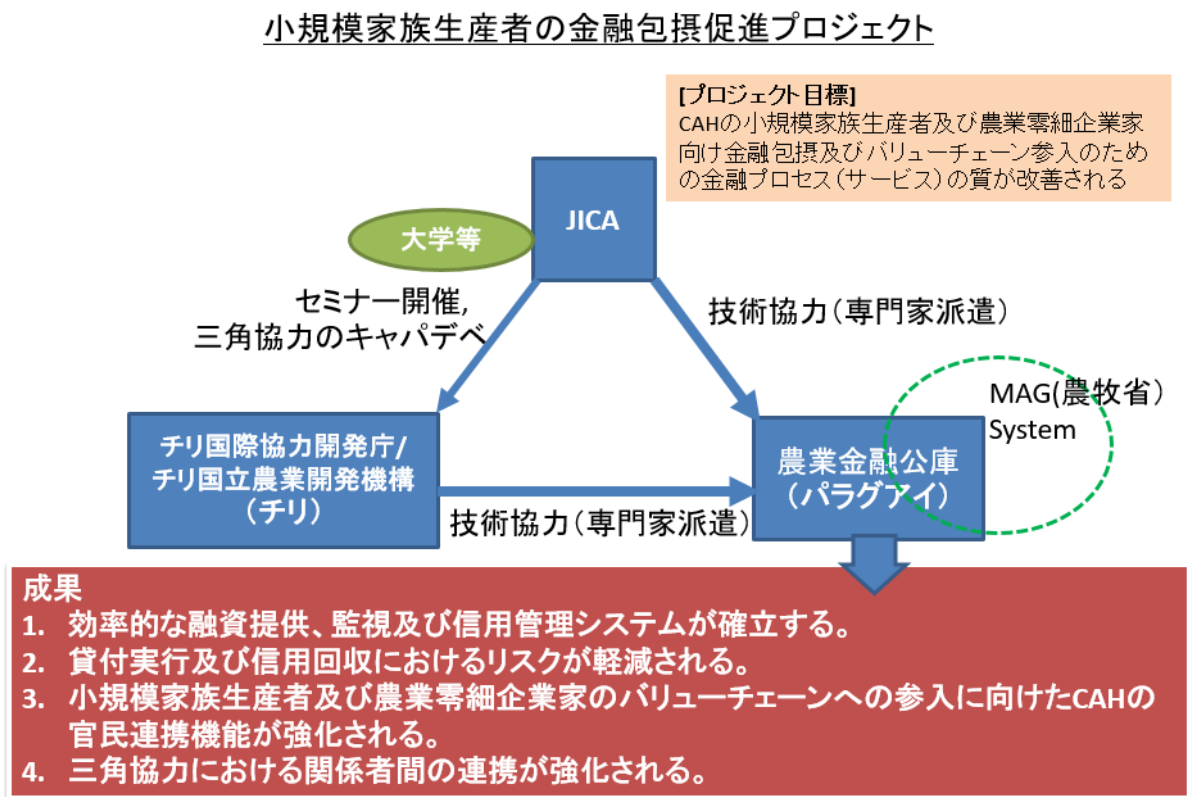
### 3. 業務の目的

本事業は、パラグアイの対象地域において、①効率的な融資提供、監視及び信用管理システムの確立、②貸付実行及び信用回収におけるリスクの軽減、③小規模家族農業生産者及び農業零細企業家の市場への参入に向けた流通・販売支援のためのCAHの官民連携機能の強化、を行うことにより、CAHの顧客向け金融包摂及び流通・販売支援のための金融プロセスの質の改善を図り、もってCAHの顧客数の増加に寄与するものである。（図1 概念図参照）

---

<sup>3</sup> 4 支部: 北部支部（San Estanislao）、中部支部（Cnel. Oviedo）、中南部支部（Paraguari）、南東支部（María Auxiliadora）

図1 小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクトの概要図



#### 4. 業務の範囲

本業務は、チリおよびパラグアイと締結した協議議事録（以下、「R/D」）に基づいて実施される「小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

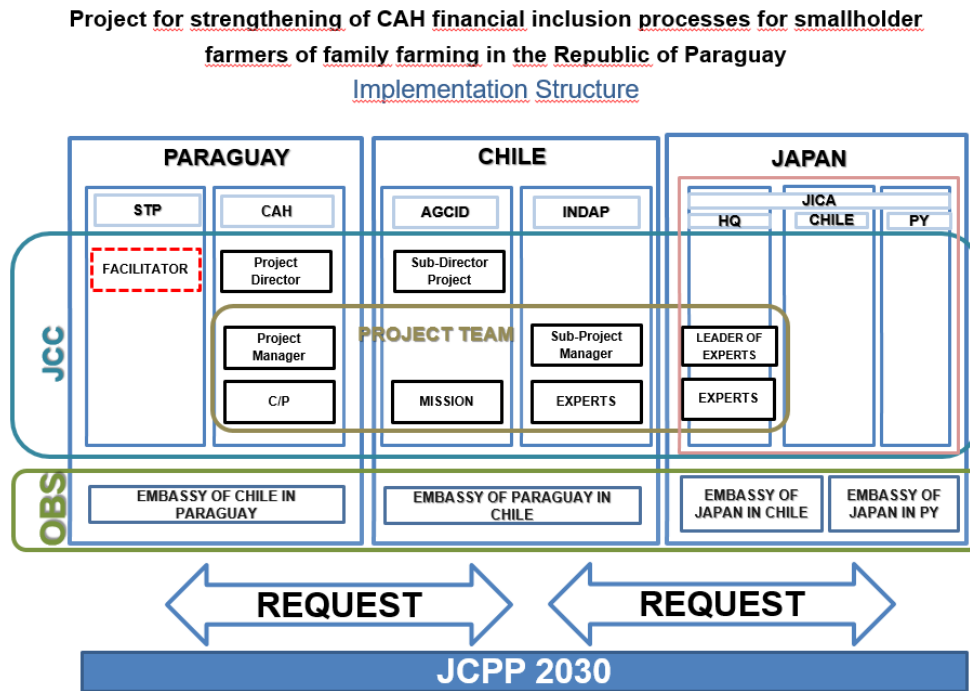
#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 実施体制

本事業は、プロジェクトダイレクターをパラグアイ農業金融公庫（CAH）総裁、サブ・プロジェクトダイレクターをチリ国際協力開発庁（AGCID）長官が務め、プロジェクトマネジャーをCAH企画部部長（Planning Manager）、サブ・プロジェクトマネジャーをチリ国立農業開発機構（INDAP）金融支援局長（Financial Assistance Division）が務めることとしている。また、CAH・INDAP・JICAの主要メンバーからなるプロジェクトチームを形成し、プロジェクトマネジャーがチームリーダーとなりプロジェクトの進捗確認を行う体制をとることを決定している。プロジェクトダイレクター、サブ・プロジェクトダイレクターはプロジェクトチームの監督役を担う。コンサルタントは、チリ側、パラグアイ側の関係者の双方とコミュニケーションを取り円滑に業務を遂行すること。また、CAHへの技術移転にあたっては、INDAPと連携し業務に取り組むこと。加えて、成果毎にCAHのC/Pとなる部局が異なるために、コンサルタントは各C/Pとなる部局と情報交換を密にとり、部局間の連携を図りつつプロジェクト活動を

進める必要がある。

図2 小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクトの実施体制図



(2) 三角協力案件

本案件は、チリ政府がパラグアイ政府からの要請を受けて、日本政府にチリ・日本・パラグアイの三角協力の要請を上げたものであり、チリ政府と日本政府のJCPPの枠組みにおいて、INDAPが長年培った小農向け融資・補助事業における知見と経験をCAHに技術移転することを想定している。そのため、日本人専門家はCAHへのINDAPからの技術移転のサポートに加え、CAHに金融包摂、組織強化、流通・販売マーケティング強化の知識や技術提供を行うことを想定している。さらには、案件全体の円滑な運営管理についても日本人専門家に求められている業務として位置付けている。

(3) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。  
 第一期：2021年5月下旬～2022年10月下旬  
 第二期：2022年11月上旬～2024年5月下旬

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していく必要があると想定される為、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (5) 金融サービス状況把握調査の実施

CAHの金融サービスが顧客のニーズを的確に捉えているのか、金融サービスの需要と供給のギャップを認識することを目的に、CAHの顧客が求める新たな金融サービスについて調査をCAHが実施する。本調査は、外部に委託するのではなく、CAHの財務状況が良くない、顧客の伸びが少ない、また流通・販売支援という新たなサービス展開を考えている状況において「顧客から学ぶ（顧客中心主義）」、つまり顧客のニーズは何か、今のオペレーションは顧客のニーズや望むものとどこがずれているのかの検討をCAH自身で考えることから始めることが重要であるため、CAH自身が調査を主導するものとする。コンサルタントはそのためのファシリテーション、調査実施の技術的支援や必要な費用の後方支援、助言等を行うことが求められる。また、本調査にあたっては、チリINDAPの助言、協力を得ながら実施する。調査すべき項目については、下記のとおり。

- ① 小規模農家のサプライバリューチェーン（SVC）上の課題と金融・非金融サービスニーズの特定
- ② 上のニーズ充足に向けた CHA 以外の小規模農家向け金融・非金融サービス提供状況調査
- ③ CAH の金融・非金融サービス提供状況と課題の抽出
- ④ CAH の業績評価と財務健全性の確認  
顧客数・売上成長、利益率、NPL率の推移、資金調達先・額、財務健全性（OSS/FSS、負債比率、流動比率等の安全性指標分析の推移）
- ⑤ 上記①～④を踏まえた上での CAH の課題の取りまとめと今後のオペレーションへの提言を下記の観点から取りまとめる。
  - ・ 比較優位性の有無
  - ・ 財務面での課題と今後の方向性
  - ・ マーケティング戦略
  - ・ 注力すべき金融・非金融サービス
  - ・ 連携する組織の有無と連携形態
  - ・ 本調査は、第一期の開始後すぐに CAH とともに 2 カ月程度の短期間で実施すること。また上記以外に調査を実施すべき内容があればプロポーザルにて提案すること。

#### (6) 信用管理システム診断の実施

CAHの既存の信用管理システム（プロモーション、評価、融資提供、融資回収等）に係る診断を行い、総合的なデジタル化に向けた安全且つ革新的な金融サービスを提言することが求められる。それに合わせ、信用管理システムの改善にむけた必要な機材および仕様を特定すること。信用管理システムはINDAPからの第三国専門家により技術移転を行うことを想定している。

#### (7) 第三国研修

本事業では、第一期、第二期のそれぞれの期間中に各4回、技術移転の一環としてチリにおいて第三国研修を予定しており、チリ（INDAP）の融資、システム開発、リスク軽減、バリューチェーン強化、流通・マーケティング等の技術や知識（グッドプラクティスを含む）を学ぶ機会として活用することを想定している。コンサルタントは、CAH、INDAP及びAGCID<sup>4</sup>と協議しつつ、研修対象者の人選（各期12名程度を想定）、研

<sup>4</sup> 研修に関する検討事項は第三国研修実施機関であるチリ側も参加して協議をする必要があるため、CAH、INDAP

修内容の検討、第三国関係者と視察内容等の調整、日程の調整（5日間程度を想定）等を行うこと。研修の同行および実施監理はパラグアイの現地庸人（業務調整）を想定している。

また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出すること。

第三国研修に係る費用については、パラグアイ側参加者の航空チケットのクラスはエコノミーで計上し、日当・宿泊費については、日当：4,200円、宿泊費：12,900円を上限として別見積りとする。尚、第三国研修の際のチリ側（INDAP）の受け入れのための日当や謝金等はチリ側が負担するため計上する必要はない。

#### （8）第三国専門家

本事業では、第一期、第二期のそれぞれの期間中に各5回、技術移転の一環としてチリからの第三国専門家の派遣を予定しており、チリ側（INDAP）から融資、システム開発・管理、リスク軽減、支援サービス強化、バリューチェーン強化等の技術や知識をCAHIに技術移転する機会として活用することを想定している。

コンサルタントは、CAH、INDAP及びAGCIDと協議しつつ、第三国専門家の指導分野（各期に10名程度を想定）、指導内容の検討、日程の調整（10日間程度を想定）等を行うこと。また、技術移転活動の詳細（達成される成果、講義内容、行程等）をまとめて、事前にJICAに提出すること。第三国専門家に係る費用については、JICA負担は第三国専門家の航空チケット代のみと役割分担されており、チリとパラグアイの往復の航空チケットのクラスはエコノミーで計上し、別見積りとする。

また、コンサルタントは、チリの金融包摂に関わる政府の規制等がどの程度パラグアイの実態に即しているのかについても確認し、パラグアイの実情にあった技術やサービスの技術移転となるように助言する。

#### （9）パラグアイ農牧省（MAG）との協力

成果2の貸付実行及び信用回収におけるリスクの軽減については、様々な生産コストの構成について調査し作物毎の基礎的な生産コスト表を作成、その基礎的な生産コスト表に基づき、生産ユニットの位置情報コンポーネントを開発する活動があり、これらの活動については、MAGの支援を得て作成する。

#### （10）パラグアイ農牧バリューチェーン強化プロジェクトとの関連性や連携

パラグアイで実施中の農牧バリューチェーン強化プロジェクト（2021年2月～2025年2月の4年間で実施の技術協力プロジェクト）において連携を図り、上記案件で実施する小規模金融機関等のサービスにかかる調査結果の共有、パイロットプロジェクトにおける連携、情報交換しながら本案件を進めていくこと。

#### （11）広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がチリ及びパラグアイ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、チリ及びパラグアイ側関係機関とともに効果的な広報に努める。

## 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しており、第1期（2021年5月下旬～2022年10月下旬）を想定した業務は【1】、第2期（2022年11月上旬～2024年5月下旬）を想定した業務

---

及びAGCIDと協議する。

は【2】と記載しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案することとし、業務開始時にC/Pの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことを可とする。

#### (1) プロジェクト全般に係る活動【1】 【2】

##### ① 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

##### ② ワーク・プラン（第1期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（西文）及びモニタリングシートVer.1（和文、西文）として作成する。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、CAH、INDAP及びAGCIDと協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICAの確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシート Ver.1として取り纏め、C/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及びCAH、INDAP及びAGCIDが協働でモニタリングシートを作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等において関係機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

##### ③ JCC の設立

コンサルタントはJCCの設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

##### ④ 第三国研修の実施

上記5. の（7）で記載した通りCAH職員を対象とした成果1～3の活動に必要な研修をチリにて実施する。

##### ⑤ プロジェクト広報資料の作成

本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知される資料を実施機関等と協議の上作成する。また、プロジェクト開始時にプロジェクト概要紹介用の広報資料（西文）を作成し、経済開発部及びJICAパラグアイ事務所およびチリ支所と共有する。具体的な広報のアイデアはプロポーザルにて提案すること。

##### ⑥ プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシートの作成

各期の終了時に活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業進捗報告書作成する。

#### (2) 成果1にかかる業務内容

##### ① 金融サービス状況把握調査【1】

金融サービス状況把握調査をCAHとコンサルタントが協力して実施し、CAHの提供する金融サービスの現状を踏まえ、小規模生産者や零細起業家が求める新たな金融サービスのニーズを探る（上述5（5）の通り）。新たな金融サービス（新たな信用資金、非銀行代理店としての貯蓄の獲得、顧客に対する生命保険、農業保険、送

金サービス等)の提供に際し、技術的、法的及び運用上の実現の可能性を検討する。

## ② 企業協定の締結【1】【2】

CAHの金融サービス提供に係る新たなオペレーションチャンネルを開設するために、農業資機材業者、携帯電話会社、保険会社、金融サービスプロバイダー(FSP)等の企業と協定を締結することで、民間連携を図る。協定を通じてCAHが他企業の非金融サービスとCAHの金融サービスを融合させることにより、CAHが新しい非金融サービスへの事業を展開していくことを狙う。コンサルタントはCAHの民間連携を促進するための提案や支援を行う。CAHではすでにいくつかの企業と協定を締結しており、今後も企業協定を広げることで、成果3の民間連携の促進につなげていく。

## ③ 信用管理システムの改善(機材の調達【1】、研修の実施【2】)

INDAPの専門家の技術支援を得て、CAHの既存の信用管理システム(プロモーション、評価、融資提供、融資回収等)に係る診断を行う、また、信用管理システム改善のための取り組みについては、チリ側(INDAP)の知見や技術も踏まえ、CAHの既存システムとの整合性を考慮の上、必要な機材、プログラム(ソフトウェア)を特定し、調達を行う。機材導入後は、CAH職員(中央及び地方事務所の職員)を対象に新たな信用管理総合システムの使用に係る研修計画を策定し、実施する。コンサルタントは、INDAPの専門家のCAH訪問の調整を、AGCIDを通じて行うこと、必要な機材やソフトウェアの特定のための後方支援および調達、INDAPの技術者とCAHとの協議を通じて、総合的なデジタル化に向けた安全且つ革新的な金融サービスをCAHに提言することが求められる。

### (3) 成果2にかかる業務内容

#### ① 生産コストの構成の調査【1】

チリ(INDAP)では作物・産品毎の技術指導書と生産コスト表がリスク軽減ツールとして使用されている。CAHはチリ側(INDAP)技術者からの支援を得て、INDAPが使用している生産コスト表を参考に、パラグアイ側農業省(MAG)と協力し合い、地域毎に作物・産品別の生産コストの構成を確認するとともに、農牧省農業普及局(DEAg)や大学等の報告書や生産団体等への聞き取り調査を行う。調査の結果、地域毎の作物・産品別の生産コスト表を作成する。同生産コスト表は、小規模家族生産者や農業零細企業家の生産物及び生産量による収益を計算し、貸付金額及び返済能力を評価するためのリスク軽減ツールとなる。コンサルタントは、INDAPの技術者からCAHへの技術支援を行う際の技術内容の特定やスケジュールの調整を関係機関と行い、CAHが実施する生産コストの構成に関する調査の後方支援を行う。パラグアイにおいては、技術面における指導はDEAgの管轄にあるため、CAHの顧客に対する生産面における技術指導は、MAGとの連携・協力の下、実施することを留意して実施すること。

#### ② 生産ユニットの位置情報コンポーネントの作成【1】

チリ(INDAP)の専門家による技術支援により、CAH顧客の生産ユニットに係る位置情報コンポーネントを開発する。この位置情報コンポーネントは、CAHの顧客である小規模家族生産者または零細企業家の生産ユニット(土地の位置図、面積、生産物等)の情報を地理的領域に位置付ける情報システムの一つであり、生産コスト表に加え、リスク軽減ツールとして導入される。生産ユニットの位置情報コンポーネントは、生産地域または生産ユニットの特徴(土質や天候)や自然災害等、返済の過程におけるリスクマネジメントを目的としたツールである。これにより、返済が

困難な状況に陥った生産者に対して融資のリスクや条件緩和等の措置を行うことで、返済を促すことが可能となる。コンサルタントはチリ（INDAP）の専門家とCAHとともに、技術移転内容特定やスケジュール等の調整を行うことを想定している。

### ③ 信用管理システム研修の実施【2】

CAHの中央及び地方事務所の職員を対象に、CAHの新たな信用管理総合システムの一環として、作成した生産コスト表の使用に係る研修計画を策定し実施する。信用管理システムはチリ（INDAP）の専門家による技術支援によりCAHに導入するため、研修の教材、カリキュラム等の作成についても必要に応じてINDAPの専門家の助言を受け、CAHが研修を実施できるようにコンサルタントは後方支援を行う。

## （４） 成果3にかかる業務内容

### ① 官民連携の促進【1】 【2】

前提として、成果1で実施する「金融サービス状況把握調査」において、受益対象者のSVC上の金融・非金融課題・ニーズを把握し、その上でどのようなサービスを提供している民間企業との連携が有効か、実行可能かを検討した上で、民間企業との連携をCAHが検討する。小規模家族生産者及び零細企業の市場への参入に向けた流通・販売支援を目的とした官民連携の実績についてCAHが調査を実施し、コンサルタントはその後方支援を行う。

成果1の「企業協定の締結」に関する活動とも関係するが、CAHが融資を提供する小規模家族生産者及び零細企業家の産品又は商品の流通・販売促進を目的とし、流通や販売促進のサービスを提供する民間セクターや公的セクターと連携協定を締結する。コンサルタントはCAHが効果的な官民連携事業を展開できるように助言を行う

### ② CAHの流通部門の体制・能力強化【1】 【2】

CAH内に流通部門が新設される予定であり、CAHの顧客の市場への参入を支援するための基礎的な体制強化に資する取り組みとなるパイロット事業を実施する。CAHは、流通・販売促進を目的とした民間との連携事業の中からパイロット地域を選定し、パイロット地域における小規模家族生産者及び零細企業家の産品及び商品の流通・販売支援のために必要な資機材（フェアを開催するためのテント、展示用の机、椅子、冷蔵庫等を想定）を特定する。コンサルタントはCAHと協力し必要な機材を調達する。これら活動を進めるにあたって、INDAPが有する流通支援プログラムに加え、SHEP、一村一品運動、道の駅等、流通・販売モデルや中南米地域におけるJICA地域開発、地場産業の分野における技術協力の経験等を活かし、CAHの顧客への流通支援の在り方をコンサルタントは考察しCAHに提案する。

また、CAH職員及び顧客を対象とした製品のマーケティング、バリューチェーン、ネットツールの活用、流通に係るグッドプラクティス等に関する研修プログラムをコンサルタントはCAHと協力して作成し、教材を作成し、研修を実施する。CAHは流通・販売を目的とした民間との連携を通じて地域にける流通・販売ルートを構築し、小規模家族生産者による生産物の見える化・差別化を図るため、バッジやスタンプ等をデザイン・製作し、特定生産者に配布する。コンサルタントはこれらのCAHの顧客である小規模家族生産者による生産物の差別化を図るサービスやノベルティ開発等の広報に関するアイデアの提供を行い助言することが求められる。

CAHの流通部門と金融サービスにかかる部門（成果1、2の信用管理システムやリスク低減に関する部門）との部局間の情報共有や調整業務にコンサルタントは留意すること。



## (5) 成果4にかかる業務内容

### ① 三角協力の円滑な実施 【1】 【2】

日本及びチリの金融包摂の経験が3国間で共有され、チリと日本が協力して作成した計画に基づき、適切なタイミングで専門家派遣や研修が実施されるよう、また、関係者によるPDCAが適切に実施される様に、コンサルタントはチリ側とパラグアイ側との調整および後方支援を実施すること

### ② 遠隔セミナーの開催【1】

成果4に関して、日本-チリ-パラグアイ間の三角協力のキャパシティーデベロップメントを目的とした遠隔セミナーの実施を必要に応じて開催する。例えば日本やチリ、あるいは第三国や国際機関等とつなぎ、金融包摂の最新事例（顧客から学ぶ「顧客中心主義」）に触れられるような取り組みの紹介、経験の共有、といった内容の遠隔セミナーを実施する。コンサルタントは、パラグアイの実情を踏まえない、安易な日本や第三国の経験の共有の提供のみとならないように内容に注意し、チリとパラグアイのプロジェクト関係者と協議を行った上で研修内容を企画し、プロジェクトの最新情報を鑑みどの国のどの経験が有益であるかを検討すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

#### 2) ワークプラン

記載事項：業務計画書に同じ

提出時期：業務開始後3か月以内

部数：西文3部（簡易製本）

#### 3) モニタリングシート（CP機関と合同で作成）

記載事項：活動の進捗（投入、成果等）、活動計画・内容の変更（計画に対する進捗程度、変更点等）を記載。なお、案件開始時には、R/DIに添付されたPDM、POを基にモニタリングシートVer. 1を作成。

提出時期：案件開始時点含む6か月毎。

部数：和文2部、西文5部

#### 4) 業務実施報告書

業務全体の調査結果、業務務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 行動計画

③ 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

④ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修、第三国研修等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述。

⑤ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑥ 第2フェーズの活動に対する提言

（添付資料）

- a) 業務フローチャート
- b) 業務人月表
- c) モニタリングシート
- d) 研修員受入れ実績
- e) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- f) 合同調整委員会議事録等
- g) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）、西文3部（①最終報告の概要のみ）

（2）議事録等

チリ側・パラグアイ側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

（3）その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

## 第4章 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

本業務は、2021年5月から2024年5月までの実施を想定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目安

合計 約14M/M（国内1.5M/M、現地12.5M/M）

#### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 業務主任者／金融包摂（2号）【評価対象者】
- 2) 組織強化／マーケティング（3号）【評価対象者】

### 3. 便宜供与

#### （1）パラグアイ側

- ・国内の専門家の事務所スペース、電気代、水道代
- ・オペレーショナルコスト（C/Pの国内出張費等、チリ専門家のパラグアイでの交通費、導入した機材のインストール、オペレーション、メンテナンス費用）
- ・C/Pの配置<sup>5</sup>

#### （2）チリ側

- ・チリ人専門家（パラグアイ出張時の日当宿泊等はチリ国負担）
- ・オペレーショナルコスト（第三国研修でのチリ専門家の謝金、研修経費等、セミナー開催場所代等）

### 4. 配布資料・公開資料

#### 【配布資料】

- ・チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト 詳細計画策定調査 協議議事録（M/M）
- ・チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト R/D
- ・チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト詳細計画策定調査結果
- ・「パラグアイ国農家のための金融包摂に向けた組織強化プロジェクト」技術協力プロジェクト完了報告書 ・ 終了時合同評価報告書

### 5. 機材の調達

本事業では、下記の2点の機材調達を想定しているが、コンサルタントはまず現地

---

<sup>5</sup> CAHの部署は成果ごとに異なる。成果1はサービス総局、成果2はリスク部門、成果3はCommercial 部門（サービス総局に新設される予定の流通ユニット）農業技術に関わる部分は農牧省（MAG）からの支援を受ける。総まとめ対応は企画部。

の状況を調べ必要な機材の仕様を特定する必要がある。その後、JICAパラグアイ事務所にて調達、あるいは契約変更により業務実施契約において調達するため、現段階での見積計上は不要である。機材の調達は、パラグアイ国内での調達を想定し、第一期の期間中での購入を想定している。その他に業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

- (1) 信用管理システム改善のために必要な機材、プログラム（ソフトウェア）
- (2) 小規模家族生産者及び零細企業家の産品及び商品の流通・販売支援のために必要な資機材

## 6. 再委託

現地再委託を想定する業務はないが、再委託を行うことでより効果的・効率的な遂行ができるものがある場合には、理由と共に提案し、JICAと協議し判断するものとする。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所、JICAチリ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

### (3) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上